

# 福谷区規約運営規則

(平成26年4月1日施行)

(平成27年4月1日改正)

(平成28年4月1日改正)

(令和3年4月1日改正)

(令和4年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福谷区規約の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 規約第2条第1号に規定する諸団体等とは、老人クラブ、子ども会、ジュニアクラブ、子育てクラブ、消防団、鶴ヶ崎谷同志会、福谷女性部会、みよし市土地改良区福谷支部、福谷生産組合、防犯パトロール隊等をいう。

2 規約第2条第2号に規定する事業とは、敬老会、子ども会等が行う各種行事をいう。

3 規約第2条第3号に規定する事業とは、環境美化運動、生活排水路清掃・草刈り、可燃物・不燃物等の回収、交通安全、防犯パトロール等の美化・災害の未然防止活動をいう。

4 規約第2条第4号に規定する事業とは、春のふる里まつり、盆踊り、秋祭り等への参加及びみよし市主催の行事に、区を代表して参加する文化・スポーツイベント等をいう。

5 規約第2条第5号に規定する事業とは、区が運営している区が運営している児童館等の施設の有効活用をいう。

6 規約第2条第6号に規定する事業とは、老人いこいの家、太陽の広場、ふれあいセンター等の施設の有効活用をいう。

7 規約第2条第7号に規定する事業とは、墓地管理組合による墓地行事及び墓地の維持管理のことをいう。

8 規約第2条第8号に規定する事業とは、野焼き、転作、精米所管理等農業に関することをいう。

9 規約第2条第9号に規定する事業とは、神社行事及び北部コミュニティ活動等のことをいう。

(資格の発生、喪失の確認)

第3条 規約第8条及び9条の確認方法は、組長が確認し、区長に報告することとする。

(組の基準)

第4条 規約第10条第2項に規定する組の区域の基準は、おおむね30世帯とする。

2 組の区域は、次のとおりとする。

(1) 1組は、宮ノ前、社口、壺丁田、細田、竹ヶ花地区の一部とする。

(2) 2組は、社口、竹ヶ花地区の一部とする。

(3) 3組は、花立、堂ノ後、鑰之洞、仲田、吉良戸地区の一部とする。

(4) 4組は、花立、鑰之洞、仲田地区の一部とする。

(5) 5組は、鑰之洞、寺ノ前、仲田地区の一部とする。

(6) 6組は、善ヶ山、鑰之洞、蔵屋敷地区の一部とする。

(7) 7組は、寺田、蔵屋敷、最中地区の一部とする。

(8) 8組は、市場、最中地区の一部とする。

(9) 9組は、市場、最中、落合地区の一部とする。

- (10) 10組は、市場、西荒井、清水道、善ヶ山地区の一部とする。
- (11) 11組は、根浦地区の一部とする。
- (12) 12組は、根浦地区の一部とする。
- (13) 13組は、小宮地区とする。
- (14) 14組は、蓬平地、坂上、寺田地区の一部とする。
- (15) 15組は、棚田、寺田、筋生町あざみ地区の一部とする。

3 規約第10条第3項に規定する組の再編をする場合は、組内で協議し、書面にて区長に報告する。

(組長の事務)

第5条 規約第11条第5項第4号に規定する協賛金は、赤い羽根等の協賛金をいう。

(区議員の定数)

第6条 区議員の選出人数は、次の各号に掲げる区域に応じ、当該各号に定める人数とする。

- |            |                        |    |
|------------|------------------------|----|
| (1) 第1選挙区  | (1-1、1-2、2組)           | 1名 |
| (2) 第2選挙区  | (3-1、3-2、4組)           | 1名 |
| (3) 第3選挙区  | (5、6、7組)               | 1名 |
| (4) 第4選挙区  | (8、9、10組)              | 1名 |
| (5) 第5選挙区  | (11-1、11-4、11-5、12組)   | 1名 |
| (6) 第6選挙区  | (11-2、11-3、11-6組)      | 1名 |
| (7) 第7選挙区  | (13-1、13-2組)           | 1名 |
| (8) 第8選挙区  | (14-1、14-2、15-1、15-2組) | 1名 |
| (9) 全福谷選挙区 | (全福谷区)                 | 2名 |

2 奇数年度に第1・3・6・8選挙区4名と全福谷区選出議員1名の計5名を選出し、偶数年度に第2・4・5・7選挙区4名と全福谷区選出議員1名の計5名を選出する。

(部会)

第7条 規約第17条に規定する部会は、次のとおりとし、関係事項を審議する。

(1) 鶴ヶ崎谷同志会

福谷区が行う行事、イベントや、市主催の体育行事等の体育活動及び北部コミュニティ主催の文化活動等の企画運営に関すること。

(2) 公共事業対策委員

福谷区の公共事業及び福谷区有財産の適正管理に関わる諸問題の検討及び連絡調整に関すること。

(3) 土地利用審査委員

福谷区内の土地利用に関する連絡調整に関すること。

(4) 土地改良区

福谷区内の生活排水路清掃等に関する連絡調整に関すること。

(5) 生産組合

福谷区内の農業に関わる連絡調整に関すること。

(6) まちづくり協議会

福谷北地区のまちづくり推進に関すること。

2 各部会の委員（土地改良区、生産組合は除く）は、区長が任命する。

（事務職員の業務）

第8条 事務職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 区の文書事務及び財務に関すること。

(2) 区内の放送に関すること。

(3) 区費の徴収に関すること。

(4) 関連施設の維持及び管理に関すること。

(5) その他必要な業務

2 事務職員の勤務時間は、平日午前9時から12時まで、午後1時から午後3時までとする。ただし、緊急な連絡がある場合は、この限りではない。

3 事務職員の休日は、次のとおりとする。ただし、緊急な連絡がある場合は、この限りではない。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から15日まで及び12月29日から1月3日（前号に掲げる日を除く。）まで

（事務職員等の経費）

第9条 区長は、事務職員には、退職時に勤務年数に応じて特別手当を支給することができる。

（各種委員）

第10条 各種委員は、区議員会において審議し、区長が委嘱する。

2 他団体から各種委員の推薦を依頼されたときは、区議員会において候補者を審議し、区長が推薦する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が区議員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。